

## Tokyo P-TECHコンソーシアム 設置要項

(目的)

第1条 東京都教育委員会は、指定の都立高校、連携専門学校及び参加企業等と連携及び協力して、Tokyo P-TECH事業実施基準に定める事業を実施していくため、Tokyo P-TECHコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業で育成すべき人材の能力等に関すること。
- (2) 指定の都立高校及び連携専門学校の教育カリキュラムに関すること。
- (3) 指定の都立高校及び連携専門学校と参加企業等との連携に関すること。
- (4) 事業の年間活動計画に関すること。
- (5) 事業の成果検証に関すること。
- (6) 事業受講生徒及び学生の進学や就職等の全体方針に関すること。
- (7) 事業の拡大及び広報に関すること。
- (8) コンソーシアムの入会及び退会に関すること。
- (9) その他コンソーシアム及び事業の運営に関すること。

(構成)

第3条 コンソーシアムは、次の各号に定める組織・団体等により構成する。

- (1) 連携専門学校
- (2) 事業の趣旨に賛同し、協働して事業を実施する参加企業等
- (3) 東京都教育委員会及び指定の都立高校

(運営委員会)

第4条 第2条に定める事項の審議を行う組織として、コンソーシアムに運営委員会を置く。

(運営委員会の組織及び運営)

第5条 運営委員会は委員長、副委員長、委員により構成し、別表1に掲げる者とする。

- 2 委員長は、東京都教育庁都立学校教育部長の職にある者をもって充て、コンソーシアムを代表し会務を総括する。また、委員長は、運営委員会の議長を務めることとする。
- 3 副委員長は、東京都教育庁指導部長の職にある者をもって充てる。また、副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の際には会務を代理する。
- 4 委員は、第3条各号に定める組織・団体等から1名以上の推薦を受け、委員長が選任する。

- 5 運営委員会は、年に1回以上開催する。
- 6 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は毎年度4月1日から1年とし、第3条各号に定める組織・団体等から解約の届出が無い限り任期を更新する。

(専決処分)

第7条 委員長は、運営委員会を招集できないとき、又は運営委員会の権限に属する事項で参加企業等の加入及び削除の審査並びに軽易なものについては、これを専決処分することができる。

なお、専決処分により決定した事項は、次の運営委員会において承認を受けるものとする。

(連絡調整部会)

第8条 運営委員会の審議事項を具体的に検討するため、連絡調整部会を設置する。

(連絡調整部会の組織及び運営)

第9条 連絡調整部会は部会長、副部会長、部会員により構成し、別表2に掲げるものとする。

- 2 部会長は、東京都教育庁都立学校教育部ものづくり教育推進担当課長の職にある者をもって充て、会務を総括する。また、部会長は、連絡調整部会の議長を務めることとする。
- 3 副部会長は、東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長の職にある者をもって充てる。また、副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在の際には会務を代理する。
- 4 部会員は、第3条各号に定める組織・団体等が各1名以上を選任し、部会長へ届け出る。
- 5 連絡調整部会は、必要に応じて開催する。
- 6 連絡調整部会は、部会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(作業部会)

第10条 連絡調整部会で決定された事項について、各校で参加企業と協議し実施するため、それぞれ作業部会を設置する。

(部会員の任期)

第11条 部会員の任期は毎年度4月1日から1年とし、第3条各号に定める組織・団体等から解約の届出が無い限り任期を更新する。

(連携専門学校の入会)

第12条 連携専門学校は、Tokyo P-TECH実施基準第5条に定める連携協定の締結をもって、コンソーシアムに入会したものとする。

(参加企業等の入会及び登録)

第13条 事業に参加しようとする企業等は、別に定める加入届を運営委員長宛てに提出するものとする。

2 運営委員長は、提出された加入届について審査し、第1条に定める目的達成に資すると認められる場合は、申請を承諾し、参加企業等として名簿に登録する。

3 前2項の規定によらず、事業に参加しようとする企業等は、事前の申出により、事業の実施内容について定めた連携協定を東京都教育委員会及び連携専門学校と締結することができる。この場合、運営委員長は、協定の締結をもって、当該事業に参加しようとする企業等からコンソーシアム加入届の提出があったとみなし、参加企業等として名簿に登録する。

(削除)

第14条 参加企業等は、退会を希望するときは、退会を希望する時期の3か月前までに、別に定める退会願を運営委員長宛てに提出しなければならない。

2 運営委員長は、提出された退会願を承諾した場合、退会を希望する参加企業等と協議の上、時期を決定し、名簿から削除する。

(除名)

第15条 運営委員会は、参加企業等が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、運営委員会の審議及び議決により、これを名簿から削除することができる。ただし、この場合には、当該企業等に対し弁明の機会が与えられなければならない。

(1) この要項に違反したとき。

(2) コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき。

(3) コンソーシアム及び都立学校に不利益を及ぼした場合又はその恐れのある場合

(4) その他、連携専門学校・参加企業等において、社会的信用を失墜する行為があった場合

(外部有識者及びオブザーバー)

第16条 事業を円滑に進め、効果的な事業連携を図るため、運営委員長が必要と認めるときは、運営委員会及び連絡調整部会に外部有識者及びオブザーバーを出席させることができる。

(事務局)

第17条 コンソーシアムの事務局は、教育庁都立学校教育部高等学校教育課に置く。

(その他)

第18条 この要項に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。